

秋田県告示第245号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定による平成30年度狩猟免許試験並びに同法第51条の規定による狩猟免許の更新に係る平成30年度の適性検査及び講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項及び同令第59条第2項において準用する同令第51条第2項の規定に基づき、公示する。

平成30年4月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 狩猟免許試験

(1) 日時及び場所

日	時	場 所
平成30年6月17日（日）	午前10時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 秋田県森林学習交流館プラザクリプトンA会議室
平成30年7月28日（土）	午前10時	北秋田市材木町2番2号 北秋田市交流センター第1研修室
平成30年9月22日（土）	午前10時	大仙市内小友字中沢171番地の4 秋田県立農業科学館 多目的ホール
平成30年12月9日（日）	午前10時	秋田市河辺戸島字上祭沢38番地の4 秋田県森林学習交流館プラザクリプトンA会議室

(2) 試験科目

ア 知識試験

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について行う。

イ 適性試験

視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 技能試験

狩猟免許の種別に応じ、猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別等の課題について行う。

2 狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習

(1) 日時及び場所

日	時	場 所
平成30年6月3日（日）	午前9時	北秋田市脇神字下太田表22番地の1 北秋田市沢口公民館
平成30年6月6日（水）	午後1時	大仙市大曲日ノ出町2丁目7番地の53 大仙市大曲交流センター
平成30年6月7日（木）	午後1時	横手市南町13番地の1 横手市民会館 リハーサル室A
平成30年6月7日（木）	午後1時30分	男鹿市船川港船川海岸通り2号14番の2 男鹿市文化会館 大会議室
平成30年6月12日（火）	午前9時	湯沢市沖鶴69番地の5 湯沢雄勝広域交流センター
平成30年6月13日（水）	午前9時	上小阿仁村小沢田字向川原118番地 上小阿仁村開発センター
平成30年6月13日（水）	午後1時	由利本荘市上大野16番地 由利本荘市交流センター
平成30年6月14日（木）	午後1時30分	秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 遊学舎 会議室
平成30年6月15日（金）	午前9時30分	能代市二ツ井町上台1番地の1 能代市二ツ井伝承ホール
平成30年6月17日（日）	午後1時	仙北市西木町上荒井字古堀田47番地 仙北市西木総合開発センター
平成30年6月21日（木）	午前9時30分	三種町森岳字町尻27番地の1 三種町山本公民館
平成30年6月21日（木）	午後1時30分	秋田市土崎港西5丁目3番地の1

		北部市民サービスセンター 洋室2. 3. 4
平成30年 6月23日 (土)	午前 9時	鹿角市花輪字荒田1番地の1 鹿角市交流センター
平成30年 6月23日 (土)	午前 9時	横手市雄物川町沼館字高畑338番地 横手市雄物川コミュニティーセンター ホール
平成30年 6月24日 (日)	午前 9時30分	大館市桜町南45番地の1 大館市立中央公民館
平成30年 6月27日 (水)	午前 9時30分	能代市海詠坂3番地の2 能代山本広域交流センター
平成30年 6月28日 (木)	午前 9時	羽後町西馬音内字中野187番地 羽後町活性化センター
平成30年 6月28日 (木)	午後 1時	由利本荘市鳥海町伏見字久保193番地 紫水館
平成30年 7月1日 (日)	午前 9時	北秋田市阿仁前田字大道上3番地の1 北秋田市コンベンションホール 四季美館
平成30年 7月4日 (水)	午後 1時	にかほ市平沢字八森31番地の1 にかほ市総合福祉交流センター
平成30年 7月4日 (水)	午後 1時30分	潟上市大久保堤の上1番地の3 昭和公民館
平成30年 7月6日 (金)	午後 1時30分	五城目町上樋口字堂社75番地 五城目町民センター
平成30年 7月7日 (土)	午前 9時30分	能代市海詠坂3番地の2 能代山本広域交流センター
平成30年 7月8日 (日)	午前 9時	湯沢市沖鶴69番地の5 湯沢雄勝広域交流センター
平成30年 7月10日 (火)	午後 1時	大仙市協和船岡字大袋1番地の7 大仙市協和市民センター
平成30年 7月18日 (水)	午後 1時30分	大潟村中央1番地の5 大潟村農業協同組合農協会館 大会議室
平成30年 7月21日 (土)	午前 9時	横手市増田町増田字土肥館173番地 増田地区多目的研修センター
平成30年 7月25日 (水)	午後 1時	仙北市角館町字菅沢77番地の30 仙北市角館交流センター
平成30年 7月26日 (木)	午後 1時30分	潟上市天王上江川47番地の398 天王公民館 7. 8 学習室
平成30年 7月29日 (日)	午前 9時	鹿角市花輪字荒田1番地の1 鹿角市交流センター
平成30年 8月1日 (水)	午前 9時30分	大館市桜町南45番地の1 大館市立中央公民館
平成30年 8月8日 (水)	午後 1時	美郷町畑屋字街道東144番地 美郷町住民活動センター
平成30年 8月25日 (土)	午後 1時30分	秋田市上北手荒巻字堺切24番地の2 遊学舎 会議室
平成30年 8月29日 (水)	午前 9時	北秋田市鷹巣東中岱76番地1 秋田県北秋田地域振興局 大会議室
平成30年 9月2日 (日)	午後 1時	由利本荘市上大野16番地 由利本荘市交流学習センター
平成30年 9月2日 (日)	午前 9時	大仙市大曲日ノ出町2丁目7番地の53 大仙市大曲交流センター
平成30年 9月14日 (金)	午後 1時30分	秋田市河辺戸島上祭沢38番地の4 森林学習交流館 A会議室

- (2) 適性検査及び講習の内容  
ア 適性検査

視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 講習

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理について、3時間以上の講習を行う。

3 狩猟免許試験の受験及び狩猟免許の更新に必要な書類

(1) 狩猟免許試験の受験

ア 狩猟免許申請書

イ 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

エ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 狩猟免許の更新

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

4 申請用紙の交付

狩猟免許申請書及び狩猟免許更新申請書の用紙は、平成30年5月1日から狩猟免許試験日並びに狩猟免許更新に係る講習及び適性検査日（以下「狩猟免許更新日」という。）の7日前まで、秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課において交付する。

なお、郵送により申請書の用紙を請求する場合は、封筒の表に「狩猟免許申請書請求」又は「狩猟免許更新申請書請求」と朱書し、82円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

5 申請書類の提出期間及び提出場所

(1) 申請書類は、平成30年5月1日から狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに住所地を所管する地域振興局長に提出すること。

(2) 申請書類を直接持参する場合の受付時間は、(1)の期間（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 申請書類を郵送する場合は、封筒の表に「狩猟免許試験」又は「狩猟免許更新」と朱書し、書留郵便で送付する。この場合は、狩猟免許試験日又は狩猟免許更新日の7日前までに到着したものに限り受け付ける。

6 狩猟免許試験日及び狩猟免許更新日における受付

開始時刻の30分前から受け付ける。

なお、当日は、狩猟免許試験にあっては、所管地域振興局長から交付された受験票を、狩猟免許更新にあっては、本人であることを証するもの（秋田県猟友会員手帳等）を持参すること。

7 狩猟免許試験及び狩猟免許更新についての問合せ先

秋田県生活環境部自然保護課及び各地域振興局農林部森づくり推進課